

## 重要事項調査依頼書

当社は、宅地建物取引業法第35条第1項第6号、同法施行規則第16条の2の定めにより下記マンションの重要事項について必要経費を添えて貴社に調査を依頼致します。

調査依頼年月日		令和 年 月 日		
宅地建物取引業者	会社名			
	所在地	〒		
	電話番号		FAX番号	
	免許番号	国土交通大臣・知事 ( ) 第 号		
	依頼者	所属部課		
ふりがな				
氏名				
調査対象マンション	名称			
	所在地			
	売却依頼主	住戸番号		号室
		氏名		
	引渡予定日	令和 年 月 日		
* 必要事項にチェックをして下さい。				
<input type="checkbox"/> 管理規約（施行規則第16条の2第1号～第3号関係）				
<input type="checkbox"/> 修繕積立金積立総額（施行規則第16条の2第6号関係）				
<input type="checkbox"/> 管理費・修繕積立金等の月額（施行規則第16条の2第6号、第7号関係）				
<input type="checkbox"/> 管理費・修繕積立金等の滞納額（昭和63年11月21日付建設省経動発第88号）				
<input type="checkbox"/> その他				

## 調査報告書の作成について

1.事務手数料	重要事項調査報告書 5,500 円(消費税込) 管理規約コピー料(郵送のみ) 3,300 円(消費税込)
2.手数料振込先	仙台銀行 本店営業部 普通 4929911 株式会社 秀栄興産 仙台営業所 ※ 振込手数料は御社にてご負担下さい。 振込票をもって領収書に代えさせていただきます。
3.受付	受付時間：月曜日～金曜日(祝祭日は除く) 9:00～15:00 本依頼書と上記手数料の振込票をあわせてFAXして下さい。 弊社で依頼書とご入金を確認した時点で受付完了と致します。 受付時間内に依頼を受付けたものは、原則翌営業日以降に郵送もしくはご来社の上お渡し致します。
4.その他	お急ぎの際は、重要事項調査報告書のみ先にFAX致します。 個人情報や専有部分に係る事項については、回答できかねます。